

滋賀県看護研修センター使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県看護研修センター（以下「研修センター」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第2条 研修センターは、次に掲げる事項のうち、公益社団法人滋賀県看護協会（以下「本会」という。）の公益目的に合致し、事業の遂行に支障がない範囲において使用させることができるものとする。

- (1) 研修会又は会議・集会
- (2) 講演会・上映会等教育及び学術の振興に関するイベント
- (3) その他、本会が特に必要と認めた用途

(使用者の範囲)

第3条 研修センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 会員及び会員で構成する団体
- (2) 医療・看護・福祉関係者
- (3) その他、会長が適当と認める者

(使用日時)

第4条 使用可能な日は、研修センターの開館日とし、使用時間は午前9時から午後5時までとする。なお、開館日は、土曜日、日曜日、祝日および年末年始（12月28日～1月4日）を除く毎日とする。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時に変更することがある。

(使用の承認)

第5条 研修センター使用希望者は、使用の10日前までに「看護研修センター使用申込書」（別紙様式）を会長に提出し、承認を受けるものとする。

(使用の取消および変更)

第6条 前条の規定により承認を得た後、取り消し又は変更する時は、直ちに申し出なければならない。

(使用料金)

第7条 研修センターを使用する者は、別表による使用料金を支払わなければならない。

(使用料金の減免)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料金（設備は除く。）を減免することができる。

- (1) 会員及び会員で構成する団体が第2条に規定する事項に使用するとき
 - (2) その他、会長が必要と認めたとき
- 2 減免する額は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号の場合は、使用料の50%
 - (2) 前項第2号の場合は事情に応じ、会長が必要と認める額

(原状回復義務)

第9条 使用者は研修センターの使用を終了した時は、直ちに使用した施設を原状に回復し、「使用報告書」(別紙様式)を提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 研修センターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備および展示品を破損又は汚損しないこと。
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪感をおこさせる行為をしないこと。
- (3) 指定場所以外で飲食をしないこと。
- (4) 全館禁煙を守ること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

2 故意または過失により施設・設備・備品を破損、汚損又は紛失したものは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月16日理事会で改正、同年4月1日から施行する。